

交通・災害遺児見舞金及び就職奨励金支給要綱

（目的）

第1 この要綱は、交通又は災害の事故による遺児等に対し、その福祉の増進をはかるため予算の範囲内で見舞金又は就職奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。

- （1） 交通事故 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条に規定する車両及びその他の交通機関（鉄道、航空機、船舶等）の運行による事故をいう。
- （2） 災害事故 風水災害等天災による事故、火災による事故、就業による業務上の事故及び人命救助等のため協力援助した者の当該協力援助に伴う事故をいう。
- （3） 遺児等 県内に住所を有し、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までに交通又は災害の事故により父又は母が死亡し、又は国民年金法による障害程度1級に相当する障害となった者（父が死亡した後に出生した子があるときは、その子を含む。）をいう。

（種類及び金額）

第3 支給の種類は、見舞金及び奨励金とし、支給対象者及び支給額は次の表のとおりとする。

種 類	支 給 対 象 者	支 給 額
見舞金	第2（3）に定める遺児等	遺児等1人につき 50,000 円
奨励金	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、高等学校（盲学校、ろう学校、養護学校の高等部を含む）及び専修学校高等課程のいずれかの当該の学校を卒業、または、中途退学して就職した遺児等	遺児等1人につき 70,000 円

（申請の手続）

第4 市町村社会福祉協議会長（以下「市町村社協会長」という。）は見舞金又は奨励金の支給対象遺児が発生した時は、原則として発生した日から6か月以内に交通・災害遺児見舞金支給申請書（様式第1号）又は交通・災害遺児就職奨励金支給申請書（様式第2号）を県社会福祉協議会長（以下「県社協会長」という。）に提出するものとする。

（支給方法）

第5 県社協会長は、第4の支給申請書にもとづき見舞金及び激励金の支給することを決定したときは、この旨を市町村社協会長に通知するものとする。

2 市町村社協会長は、見舞金又は激励金を受領したときはすみやかに当該世帯を訪問し、見舞金又は激励金を支給するものとする。

(報 告)

第6 市町村社協会長は、見舞金又は激励金を支給したときは10日以内に次の報告書と支給対象者から受領書の写しを提出するものとする。見舞金については交通・災害遺児見舞金支給報告書(様式第3号)、激励金については交通・災害遺児就職激励金支給報告書(様式第4号)を県社協会長に提出するものとする。

(財 源)

第7 この財源は寄附金をあてるものとする。

(雑 則)

第8 この事業を運営するために必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から適用する。